

登録認証業務の実施

1. 目的

この手順書は、一般財団法人化学物質評価研究機構（以下、「本機構」という。）が行う JIS マーク登録認証業務における JIS 認証の授与、維持、一時停止、取消し等に関する条件及び手続きについて、遵守すべき具体的手順を定め、円滑な業務の遂行ができることを目的とする。

2. 適用範囲

この手順書は、本機構が行う JIS マーク登録認証業務に係る業務の基準、品質管理体制の基準を文書化し、維持し、それらの管理及び記録の管理に適用する。ただし、JIS Q 9001 又は ISO 9001 への適合は、他機関が認証した結果の活用（認証書等の確認）によってのみ行う。

3. 定義

この手順書で用いる主な用語の定義は、本機構の JIS マーク登録認証業務品質マニュアルの 3.項によるもののほか、JIS Q 1001 及び JIS Q 17000 による。

4. 認証の条件

本機構は、認証に係る JIS 及び本機構の定める審査基準の規定に基づき行われた審査の結果、認証の対象となる鉱工業品等が当該 JIS に適合し、かつ、申請者の品質管理体制が該当する基準のすべてを満たしていることが確認された場合には、遅滞なく認証を行う。

また、認証取得者が鉱工業品等に 13.1 項の表示を行うためには、本機構と有効な認証契約を締結していなければならない。

5. 認証の申請

申請者は、本機構指定の申請書類一式（日本産業規格への適合性の認証に係る審査申請書（以下、「申請書」という。）、審査連絡書及び品質管理実施状況説明書）1部を本機構に提出する。

5.1 対象規格

認証の対象となる鉱工業品等の定義は、当該鉱工業品等の適合性の認証に適用する JIS に基づくものとする。当該 JIS は、鉱工業品等の品質要求事項、該当する品質要求事項を満足することを確認するための試験方法、検査方法及び表示事項を規定する製品規格とする。

5.2 認証の区分

認証の対象となる鋳工業品等の区分（以下、「認証の区分」という。）については、各事業所の受付け（審査員）が本機構の JIS 審査基準の内容に基づき申請者と調整し、決定する。

認証の区分は、通常、該当する日本産業規格ごととする。

なお、認証の区分は、次のいずれか又は JIS と次のいずれかの組合せとする。

- a) JIS に定める種類又は等級ごと
- b) 申請者によって定義された鋳工業品等（申請者の定める型式等）ごと
- c) 複数の JIS に係る鋳工業品の群

5.3 申請書類

申請書類は、申請書、審査連絡表及び品質管理実施状況説明書からなる。申請書及び品質管理実施状況説明書には少なくとも次の事項が含まれていなければならない。

a) 申請書への記載事項

- 1) 申請者の氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名を含む。）及び住所
- 2) 鋳工業品又はその加工技術の名称
- 3) 認証に係る JIS の番号
- 4) 認証の区分（JIS の番号と同一である場合にあっては省略することができる。）
- 5) 認証に係る工場又は事業場の名称及び所在地

b) 審査連絡書への記載事項

- 1) 申請者の名称（会社名）
- 2) 申請者の住所
- 3) 電話番号／FAX 番号
- 4) 担当者の役職及び氏名／メールアドレス
- 5) 品質管理責任者の役職及び氏名
- 6) 審査希望月日（第 1 希望～第 3 希望）

c) 品質管理実施状況説明書への記載事項（認証を受けようとする鋳工業品等に係る工場又は事業場の品質管理体制が附属書 1 の基準に適合していることを申請者の社内規格、その他製造又は加工に関する情報に基づき説明している書類をいう。）

- 1) 沿革
- 2) 工場内の配置図
- 3) 従業員数（申請者全体の従業員数についても記載されていること。）
- 4) 組織図（品質管理責任者の位置づけが明確にされていること。）
- 5) 認証を受けようとする製品の最近の 6 ヶ月の月別生産量（認証対象製品の申請日近くの 6 ヶ月間（生産数量が少ない場合は過去 1～2 年分）の月別生産量）
- 6) 社内規格一覧表
- 7) 工程の概要図
- 8) 品質管理に関すること

- (1) 品質管理体制が、JIS Q 9001（主務大臣が告示で定める鋳工業品又はその加工技術の認証

- に係る審査である場合にあっては、主務大臣が告示で定める品質管理の規格の規定に適合しているかに関する事項。（品質管理実施状況説明書（B）の場合。）
- (2) 月別不良率。（不良率にはロットの大きさ（N）、サンプルの大きさ（n）及び合否判定基準を明記する。）
 - (3) 品質特性ごとのヒストグラム、 $\bar{X}$ -R 管理図等。（ヒストグラムにはサンプルの数、平均値、標準偏差、該当する JIS の規格値及び社内規格値を記入する）
 - (4) 品質管理責任者に関する事項
- d) 本機構が定め、申請者に提供する審査事項に適合していることを説明する資料
- (1) 認証に係る鉱工業品の品質、検査及び保管に関する事項
 - (2) 原材料の品質、検査及び保管に関する事項
 - (3) 工程ごとの管理項目及びその管理方法、品質特性及びその検査方法並びに作業方法に関する事項
 - (4) 製造設備又は加工設備及び検査設備の管理に関する事項
 - (5) 外注管理に関する事項（品質管理実施状況説明書（A）の場合。）
 - (6) 苦情処理に関する事項（品質管理実施状況説明書（A）の場合。）
 - (7) 社内規格が適切に見直されており、かつ、就業者に十分周知されていること（品質管理実施状況説明書（A）の場合。）
 - (8) 鉱工業品の包装等に付す表示の態様

5.4 受付

申請の受付は、各事業所の審査員（受付者）が行う。受付者は、申請者に対してこれまでに認証実績があるか確認するとともに、他の登録認証機関から移行する審査については、申請者から、現在（又はこれまで）の登録認証機関に対して「認証状況の照会依頼」への同意を文書で得る。申請者から提出された申請書申請書及び品質管理実施状況説明書の内容を、申請受付チェックリストに従って確認する。

申請書類に問題がない場合は、申請受付チェックリストのチェック結果を適合とし、申請を受付ける。また、「審査申請書の内容確認結果について（受理の場合）」を作成し申請者に送付する。

申請内容に問題がある場合は、申請受付チェックリストのチェック結果を不適合とし、申請者が申請内容の是正に要する期間が「3 ヶ月未満」又は「3 ヶ月以上」かを判断する。また、「審査申請書の内容確認結果について（保留の場合）」を作成して申請者に送付し、申請書類の再提出を求める。

再提出された申請書類の内容を再度申請受付チェックリストに従って確認し、適切に是正されていれば、申請を受付ける。是正が適切に行われなかった場合は、申請を受付けない。

5.5 審査員の指名

受付者は、審査員指名申請書を作成し、品質管理者に提出する。品質管理者は、審査員指名申請書に記された審査員及び技術審査員が、審査の申請があった登録区分（JIS）の審査が可能であることを確認し、審査員指名書及び技術審査員指名書を作成し、登録認証管理責任者に送付する。

なお、審査員が申請者と関係を持つことから生ずるリスクを排除するため、過去2年以内に申請者から依頼のあった一般依頼試験等に関与した審査員は担当させない。また、申請者からの審査員の指名は受け入れない。

また、古い審査基準での審査を未然防止するために、登録認証管理責任者は審査員指名書と一緒に最新の審査基準を審査員に送付する。

5.6 申請内容の確認

指名を受けた審査員は、申請受付チェックリストにより申請内容を確認する。申請書、品質管理実施状況説明書を確認し、適合、不適合を登録認証管理責任者に報告する。

登録認証管理責任者は結果を申請者に通知する。申請者から提出された申請書が不適合な場合は、直ちにその内容を申請者に通知し、不適合になった事項について3ヶ月以内の是正を求め、審査を保留する。3ヶ月以内には是正が行われなかった場合は、審査員は登録認証管理責任者に報告する。登録認証管理責任者は受付を取消しする等の判断を行う。

申請者の是正が確認され適合した場合、登録認証管理責任者は適合を申請者に通知する。

6. 初回適合性評価

指名を受けた審査員及び技術審査員は、申請のあった鉱工業品等の認証の区分に基づき、初回工場審査及び初回製品試験（実施場所、抜き取り製品、採取量など含め）に係る実施計画について申請者と調整を行い製品に係る説明所を作成し、決定後に登録認証管理責任者を通じて文書「初回適合性評価の実施について」で申請者に通知するとともに、審査に係る工場への立ち入り等の許可及び指名された審査員の可否についての同意書を送付する。同意書の確認により工場への立ち入り等を行う。また、審査に際し機密保持契約書（附属書3）を申請者と取り交わす。

6.1 一般

登録認証管理責任者は、審査に関する計画（認証維持審査予定表）及び判定に関する計画（判定委員会議事次第）を立案する。また、申請者が **JIS Q 9001 (ISO 9001)** に基づく品質管理体制の審査の基準 **B** を選択した場合において、審査登録機関のホームページ等に一時停止又は取消し情報が公表されたら、必要な措置を行う。

審査員は、申請者から提出された申請書及び品質管理実施状況説明書を基に工場審査調査書を作成し、この調査書をもとに初回工場審査を行う。

審査員は、初回工場審査及び初回製品試験において不適合と判断する事項に対しては、指摘事項確認書を申請者と取り交わす。審査員と申請者が協議し、決定した期間内（標準1ヵ月）に不適合事項是正結果報告書の提出を求める。上記期間内に不適合事項是正結果報告書が提出されなかった場合、審査員は登録認証管理責任者に報告する。登録認証管理責任者は、審査を継続するか否かを決定する。

申請者から指定期間内に不適合事項是正結果報告書が提出されたときは、審査員は是正内容を確認するために必要な審査（書面審査、工場審査又は製品試験）を実施する。

審査の結果、申請者が指定期間内に不適合事項を是正したことを確認できなかったときは、審査員は登録認証管理責任者に報告する。登録認証管理責任者は、審査を継続するか否かを決定する。

登録認証管理責任者は、初回適合性評価を円滑に実施するため、附属書 1 の 5. のロに規定する申請者の品質管理責任者に対し、連絡・調整の窓口の審査員を別に指名することがある。

6.2 初回工場審査

6.2.1 初回工場審査の方法

審査員は、申請者が提出した申請書及び品質管理実施状況説明書について、書面審査を行う。また、認証に係るすべての工場又は事業場に対して現地審査を行い、申請者の工場又は事業場の品質管理体制が、附属書 1 に規定している品質管理体制の基準に適合するかを審査する。審査は該当する JIS、審査事項及び指名された審査員が作成した調査書により行う。

なお、申請者は、附属書 1 に規定される品質管理体制の基準（A）又は（B）のいずれかに基づく審査を受けるかを選択することができる。

6.2.2 品質マネジメントシステム審査登録等の結果の活用

申請者が附属書 1 に規定する品質管理体制の基準（B）に基づいて申請した場合には、IAF

（International Accreditation Forum）の MRA（Mutual Recognition Agreement）に署名している認定機関から認定を受けた審査登録機関による審査登録証の写し及び審査登録報告書の写しを申請書に添付し、当該審査登録結果の活用を要請したときは、初回工場審査において、当該審査登録結果を品質管理実施状況説明書の該当部分の審査に活用することができる。

申請者が申請した鉱工業品等に係る工場又は事業場が、当該鉱工業品等について改正前の産業標準化法に基づき認定されている場合は、申請者が認定書の原本を提示するとともに、その写しを申請書に添付し、当該認定結果の活用を要請したときは、初回工場審査において、当該認定書の工場又は事業場の範囲及び申請に係る工場又は事業場の範囲が一致するときは、品質管理実施状況説明書について本機構が適切と判断する部分は書面審査とすることができる。

6.2.3 初回会議

審査員は、初回会議（オープニングミーティング）を開催し、申請内容に変更がないことを申請者に確認する。また、工場審査スケジュール表によって初回工場審査の手順を説明し、これらの実施中及び認証にあたって締結する認証契約において申請者が遵守すべき事項を説明し同意を求める。申請者が遵守すべき事項に同意が得られなかった場合、審査員は登録認証管理責任者に報告し、了解を得て審査を中止する。

6.2.4 現 地 審 査

6.2.4.1 評価項目

審査員は、申請者工場の品質管理体制について、品質管理体制の基準への適合性の現地審査を行い、その結果を以下の評価項目で調査書に記入する。

- a 満足している

- b 是正により満足する
- c 是正できない、又は認証出来ない問題を有する

6.2.4.2 JIS マークの管理

審査員は、申請者工場の表示する JIS マークについて適切に管理されることを確認し、その結果を調査書に記入する。確認は次の a) ～g) の項目とするが、d)、e) は初回工場審査では省略できる。

- a) 認証対象製品と認証対象外製品の生産品リスト等による識別の確認
- b) 認証対象製品の表示に係る社内規格と認証対象外の製品に係る社内規格の表示が適切かの確認
- c) 表示工程における認証対象製品と認証対象外製品の物理的あるいはシステムの分離の確認
- d) 検査工程（出荷承認含む）において認証対象製品の表示検査が適切に行われていること、また、認証対象外の製品に JIS 表示が誤ってなされないことの検査がされていることの確認
- e) 誤表示の実例の有無及び（ある場合は）それに対する是正措置の内容の確認
- f) 品質管理責任者が、製品への JIS 表示を適切に管理している（誤使用の未然防止を含む）ことの確認
- g) 就業者に対する適切な表示（誤表示防止含む）に関する教育訓練の実施状況の確認

6.2.5 最終会議

審査員は初回工場審査の最後に、最終会議（クロージングミーティング）を開催し、初回工場審査の結果及び概要を説明する。その後、指摘事項確認書を取り交わし、不適合事項と判断する事項があった場合には、不適合事項是正結果報告書の提出期限（標準 1 ヶ月）を申請者に通知し、不適合事項是正結果報告書の提出を求める。不適合事項の確認を拒否された場合、直ちに登録認証管理責任者に報告する。要求事項に適合していることを確認したが、よりよい品質管理体制の構築のために改善を推奨する事項がある場合は推奨事項確認書を提出することがある。対応することが望ましいが義務ではない。また、推奨事項は次回審査の際には参考情報とする場合がある。

6.2.6 申請却下

6.2.3 項及び 6.2.5 項において申請者からの同意が得られなかった場合、報告を受けた登録認証管理責任者は申請（受付）を却下する。

6.3 初回製品試験

初回製品試験は提出された製品に係る説明書をもとに、審査員又は技術審査員が申請者と調整（実施場所、抜き取り製品、採取量など含め）し、製品試験実施手順書に従って行う。

6.4 実地検査

初回製品試験を申請者の工場以外で行う場合、申請者が品質管理のために行う試験について、その技術レベルが認証対象の JIS に規定されている試験方法に従い実施できるレベルにあるかを確認

するため、実地検査を行う。

実施検査で行う検査項目等の詳細については、本機構が認証可能である JIS ごとに定める審査事項に規定する。

7. 評価

登録認証管理責任者は、審査員から提出された初回工場審査及び初回製品試験の結果の妥当性を評価した後、判定委員会を招集し、当該初回工場審査及び初回製品試験の結果が、該当する日本産業規格、本手順書に定める認証業務に関する規定に定められた要求事項のすべてに適合するかどうかについて判定委員会において評価する。

8. 認証の決定

判定委員会は、7.項での評価をもとに、認証の申請のあった鉱工業品等について認証を行うかどうかを決定する。

登録認証管理責任者は判定委員会の決定をもとに、申請者に対して当該決定を通知する。

9. 認証契約

9.1 認証契約の締結

登録認証管理責任者は、8.項に基づき認証を行うと決定した場合、認証契約書（附属書 2）を作成し、申請者と認証契約を締結する。認証契約書は理事長名で発行する。

本機構は認証契約を締結した後、遅滞なく、次の事項を公表する。

- a) 10.項の a) ～ h) の事項
- b) 13.1 項の表示及び付記事項並びにそれらの表示方法

この公表は、認証契約が終了する日まで行う。また、当該公表は、認証を行う東京・名古屋・大阪の3事業所において審査員が業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、本機構 HP に掲示する方法によって行う。

9.2 認証契約の内容

認証契約には以下の事項をふくむ。

- a) 産業標準化法第 30 条第 1 項、第 31 条第 1 項、第 37 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく認証に係る契約であること
- b) 認証契約の有効期間（有効期間を定めている場合に限る。）
- c) 13.1 項の表示及びその付記事項並びにそれらの表示方法に関する事項
- d) 13.1 項の表示を表示することができる条件として以下のもの
 - 1) 認証取得者が本機構から認証を受けていることを広告その他の方法で第三者に証明する

場合には、認証を受けた鉱工業品等と認証を受けていないものとを混同されないようにしなければならないこと

- 2) 認証を行っている鉱工業品又はその加工技術に係る認証取得者の業務が適切に行われていることを確認するため、本機構が認証取得者に対し報告を求め、又は認証取得者の工場、若しくは事業場その他必要な場所に立ち入り、認証に係る鉱工業品、その原材料及びその品質管理体制を審査することができること
- 3) 2) の審査の頻度その費用負担、その他の条件
- e) 認証に係る工場又は事業場が複数の場合にあつては、当該工場又は事業場を識別する方法に関する事項
- f) 認証取得者が、認証した鉱工業品等の仕様を変更又は品質管理体制を変更した場合の措置に関する事項
- g) 認証取得者が、第三者から認証に係る鉱工業品又はその加工技術に関する苦情を受けた場合の措置に関する事項
- h) 本機構及び認証取得者の機密の保持に関する事項
- i) 本機構が講じた措置について、認証取得者が行う異議申立てに関する事項
- j) 15.項の請求、認証の取消し及び認証契約の終了に関する事項

認証契約の参考例を附属書 2 に示す。

9.3 認証契約の終了

登録認証管理責任者は認証契約が終了した場合、直ちに次の事項を公表する。

- a) 認証契約が終了した時期及び認証番号
- b) 終了した認証契約に係る認証取得者の氏名又は名称及び住所
- c) 10.項の c) ～f) 及び g) の事項
- d) 13.1 項の表示及び付記事項並びにそれらの表示方法

この公表は、認証契約が終了した日から 1 年間行う。また、当該公表を東京・名古屋・大阪の 3 事業所において審査員が業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、本機構 HP に掲示する方法によって行う。

9.4 JIS マーク等の使用の停止に基づく修正

JIS マーク等の使用の停止を行った場合、9.1 に基づき公表している事項のうち、該当する部分に修正を行う。

9.5 認証契約の変更

登録認証管理責任者は、9.2 認証契約の内容に変更が生じた場合、申請者と認証契約を再締結し、省令第 18 条の 2 に従い認証書を次のいずれかで再交付する。

- a. 認証契約変更前の認証書裏面に変更内容を記載する。

- b. 変更した認証契約の内容で新たに認証書を作成する。

10. 認証書の交付

登録認証管理責任者は申請者と 9.項に規定する認証契約を締結した場合には、審査員からの認証書発行申請書を受け、次の事項を記載した認証文書（以下、「認証書」という。）を交付する。また、定期的な認証維持審査を実施したあとも認証書を再発行する。認証書は理事長名で発行する。

- a) 認証契約を締結した期日（年月日）及び認証番号
- b) 認証取得者の氏名又は名称及び住所
- c) 認証に係る日本産業規格の番号及び日本産業規格に種類又は等級が規定されている場合にあっては当該種類又は等級
- d) 鉱工業品又はその加工技術の名称
- e) 認証の区分（日本産業規格と同じである場合にあっては省略することができる。）
- f) 認証に係るすべての工場又は事業場の名称及び所在地
- g) 認証に係る産業標準化法の根拠条項
- h) 更新日（認証維持審査の場合。定期認証維持工場審査を実施した日）
- i) 有効期間（3年）

10.1 認証番号の付与

- a) 認証番号の付与方法の原則

認証番号の付与方法は、原則として、以下のとおりとする。

- 1) 認証番号は、認証取得者毎、認証の区分（原則として JIS）毎とし、11桁を原則とする。

例 1：（一般的な認証の場合の例） C E 0 1 0 7 0 0 1
 ↑ ↑ ↑ ↑
 ① ② ③ ④

なお、現行 JIS 工場が②～④に関し、同一番号を希望する場合は、これを認めてもよいこととする。（西暦年の管理と認証年月日の一致の管理はシステム上の隠し番号で対応）

- b) 番号の意味及びルール

- ① 本機構の略号。アルファベット 2 文字で CE とする。
- ② 認証取得者所在地所管局コード 2 桁
- ③ 認証年度西暦下 2 桁（2007 年度は 07）
- ④ 認証番号 所在地毎の当該年度の通し番号 3 桁とする

- 2) 国内認証取得者：国内認証取得者の主たる工場又は事業所の所在地を管轄する所管局のコード（01～09）

表 1 所管局コードと管轄区域

コード	担当局名	管轄区域
01	北海道経済産業局	北海道
02	東北経済産業局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
03	関東経済産業局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
04	中部経済産業局	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県
05	近畿経済産業局	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、
06	中国経済産業局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
07	四国経済産業局	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
08	九州経済産業局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮城県、鹿児島県
09	沖縄経済産業局	沖縄県

- 3) 海外認証取得者：海外認証取得者の主たる工場又は事業所所在地の国コード2桁（ISO コード）

表 2 業務区域の国・地域名と国コード

国名・地域名	国コード
インドネシア共和国	ID
タイ王国	TH
大韓民国	KR
台湾	TW
中華人民共和国	CN
フィリピン共和国	PH
ベトナム社会主義共和国	VN
マレーシア	MY
ニュージーランド	NZ

表2 業務区域の国・地域名と国コード（続き）

国名・地域名	国コード
ラオス人民民主共和国	LA
スイス連邦	CH
オーストラリア連邦	AU
インド	IN

11. 認証の区分の追加、変更又は縮小

認証の区分の追加、変更又は縮小の受付は **5.**と同様に行う。ただし、追加の場合は、品質管理状況説明書の一部を省略する場合がある。また、変更については管理要綱・業務規程改正申請書と品質管理状況説明書等関連する書類により申請を受理する。

11.1 認証の区分の追加

認証取得者が、新たな認証の区分の追加を申請書及び品質管理状況説明書により申請した場合には、審査員が **6.～8.**項の手順に基づき審査し、判定委員会が認証の決定を行い、その旨を登録認証管理責任者が認証取得者に通知する。

認証することを決定した場合には、登録認証管理責任者が **9.**項に規定する認証契約の締結又は変更を行い、**10.**項に規定する認証書を交付し、又は契約変更前の認証書を訂正し、若しくはこれに代えて新たな認証書を交付する。

11.2 認証の区分の変更

11.2.1 認証の区分に定められた工場又は事業場を変更又は追加する場合

認証取得者が、既存の認証の区分の工場又は事業場の追加若しくは変更を申請書及び品質管理状況説明書により申請した場合には遅滞なく、審査員が **6.～8.**項の手順に基づき認証の審査し、判定委員会が決定（当該工場又は事業場に関するものに限る。）を行い、登録認証管理責任者がその旨を認証取得者に通知する。

認証することを決定した場合には、**9.**項に規定する認証契約の変更を行い、登録認証管理責任者が **10.**項に規定する契約変更前の認証書を訂正し、又はこれに代えて新たな認証書を交付する。

11.2.2 認証の区分に定められた種類又は等級を変更又は追加する場合

認証取得者が、既存の認証の区分の中で日本産業規格に定められている種類又は等級の変更若しくは追加を管理要綱・業務規定改正申請書により申請した場合には遅滞なく、審査員が **6.～8.**項までの手順に基づき審査し、判定委員会が認証の決定（当該種類又は等級に関するものに限る。）を行い、登録認証管理責任者がその旨を認証取得者に通知する。

認証することを決定した場合には、登録認証管理責任者が **9.**項に規定する認証契約の変更を行い、**10.**に規定する認証書を交付し、又は契約変更前の認証書を訂正し、若しくはこれに代えて新たな認

証書を交付する。

ただし、本機構が、適切と判断した場合には、登録認証管理責任者が 6.2 項の工場又は事業場の審査及び 6.3 項の製品試験の全部又は一部を省略することができる。

11.2.3 認証の区分に定められた鉱工業品等を変更又は追加する場合

認証取得者が、既存の認証の区分に定められた鉱工業品等の変更又は追加を管理要綱・業務規定改正申請書により申請した場合には当該変更又は追加が行われるまで、審査員が 6.～8.項までの手順に基づき審査し、判定委員会が認証の決定（当該鉱工業品等の変更又は追加に関するものに限る。）を行い、登録認証管理責任者がその旨を認証取得者に通知する。

認証することを決定した場合には、登録認証管理責任者が 9.項に規定する認証契約の変更を行い、10.に規定する認証書を交付し、又は契約変更前の認証書を訂正し、若しくはこれに代えて新たな認証書を交付する。

ただし、本機構が、適切と判断した場合には、登録認証管理責任者が 6.2 項の工場又は事業場の審査及び 6.3 の製品試験の一部を省略することができる。

11.2.4 認証の区分に定められた鉱工業品等に係る業務規定、管理要綱等の変更

原材料、工程、JIS マーク表示製品等に係る業務規定や、JIS マーク等及び付記事項の表示に係る管理要綱（附属書 2 別紙）に変更、追加、削除等の修正が発生した場合は、認証取得者に対して管理要綱・業務規定改正申請書と変更された品質管理状況説明書の提出を求める。

このうち、重要な製造設備の変更など臨時認証維持工場審査が必要な場合、記録については申請書以外のものについて判定委員会に提出する。

11.2.5 認証に影響を与える変更の申請（管理要綱・業務規程改正申請書）に対する措置の決定

登録認証管理責任者は申請内容と添付資料を確認後に処置案を作成し、判定委員会では処置案を審査し措置を決定する。

11.3 認証の区分の縮小

認証取得者が既存の認証の区分を縮小（辞退）する場合は、認証に係る辞退届により受付ける。認証書の有効期間が満了していない場合は返却を要請する。

12. 認証維持審査

12.1 定期的な認証維持審査

本機構は認証契約に基づき、認証維持審査を実施する。認証維持審査は認証維持工場審査及び認証維持製品試験で構成する。審査員の指名は 5.5 項の審査員指名方法に従う。ただし審査員の人数は原則として 1 名とする。

認証維持審査は、12.2 項に規定する臨時の認証維持審査の有無にかかわらず認証契約を締結した日から起算して、3 年ごとに 1 回以上の頻度で定期的に行う。この場合、初回の定期的な認証維持

審査は、認証契約締結日から起算して 3 年以内に行い、2 回目以降は、前回の定期的な認証維持審査の現地審査開始日から起算して 3 年以内に行なうこととする。

認証取得者への通知は、申請書を送り、提出された申請書を基に審査員が認証取得者と調整を行い、決定し、文書で通知するとともに、審査に係る工場への立ち入り等の許可及び指名された審査員の可否についての同意書を送付する。同意書により申請者から同意を確認する。また、初回適合性評価と同様に、審査に際し機密保持契約書（附属書 3）を申請者と取り交わす。

審査員が 6.2 の認証維持審査を行い、判定委員会が認証を継続するかどうかを決定したときは、登録認証管理責任者がその結果を認証取得者に通知する。

12.1.1 認証維持工場審査

審査員が認証維持工場審査を 6.2.1～6.2.5 項の規定に基づいて実施し、認証取得者の品質管理体制が附属書 1 に規定する品質管理体制の基準に適合していることを確認する。

ただし、登録認証管理責任者がその必要がないと認めた場合には、認証取得者の品質管理体制の審査における項目のうち、一部を省略する場合がある。

認証維持工場審査において、登録認証管理責任者が適切と判断する場合、他の適合性評価結果（例えば、IAF の MRA に署名している認定機関から認定を受けた審査登録機関による JIS Q 9001 審査登録制度のサーベイランス結果等）を活用することができる。

12.1.2 実地検査

認証維持製品試験を申請者の工場以外で行う場合、申請者が品質管理のために行う試験について、その技術レベルが認証対象の JIS に規定されている試験方法に従い実施できるレベルにあるかを確認するため、実地検査を行う。

実施検査で行う検査項目等の詳細については、本機構が認証可能である JIS ごとに定める審査事項に規定する。

12.1.3 認証維持製品試験

認証維持製品試験を 6.3 の規定に基づいて実施し、サンプルが JIS に適合していることを確認する。ただし、技術的にその項目の評価を、実施する他の項目で評価できると登録認証管理責任者が認めた場合には、製品試験における項目のうち、一部を省略することができる。省略については認証維持製品試験実施計画書の特例に関する説明事項に明記する。

12.1.4 認証維持審査において不適合が発見された場合

認証維持工場審査において不適合が発見された場合は是正を要求し、その結果を確認する。認証維持製品試験での不適合など 15. 違法な表示等に係る措置 に該当する場合は、同項により必要な対応を行う。また、工場審査時に不適合品の出荷の恐れがあり、登録認証管理責任者、判定委員会の判断を仰げない場合は、緊急措置として審査員が出荷自粛の要請を行う。

12.1.5 認証維持決定後の措置

本機構は、定期的な認証維持審査において結果を認証維持とした場合、認証書を再発行する。更新日は工場審査の実施日とする。また、JIS マーク等の表示の使用許諾に係る認証契約書を再締結する。

12.2 認証維持審査において現地審査が困難な場合

申請工場等が所在する地域に災害、テロ、感染症等の危険情報が発出され現地審査が困難な場合、申請工場等において、災害、感染症等の感染者が発生した場合又は工場を休止する場合及び本機構において、災害、感染症等の感染者の発生により一時的に現地審査が行えない場合には、登録認証管理責任者が承認することにより、現地維持審査を書面維持審査又はリモート審査に置き換えることができる。

12.2.1 書面維持審査

書面維持審査は、第I段階の書面審査及び第II段階の現地審査（この場合の現地審査をフォローアップ審査という）の2段階に分けて実施する。フォローアップ審査は、事態の収束後、申請者と相談の上、速やかに1回以上（次回認証維持審査まで）行う。

12.2.1.1 書面審査の手順

- a) 審査員は、書面審査に必要な資料を申請者に要求する。
- b) 審査員は、当該工場の品質管理責任者と web 会議（TV 会議、電話、メール等）をもってオープニングミーティングを開催し、書面審査を開始することを宣言し、下記の事項を調査する。
 - ①品質管理体制の確認
 - ・ 直近 6 ヶ月以内に発行された製品試験全項目の試験報告書
 - ・ 品質の管理（品質検査の記録）3 年分
 - ・ 苦情処理報告書 3 年分
 - ②認証維持製品試験に用いる製品について、遠隔でのサンプリングを行う（例えば、申請者の web カメラを使用したリアルタイムでの遠隔指示や申請者が撮影した倉庫内の写真を用いたメールでのやり取りなど）。この時、ロット No.及び製造日時も合わせて指示し、抽出した製品が交換できないことを担保するために、品質管理責任者のサイン記入を指示する。審査員の立会下で申請者が製品試験を実施する場合は、フォローアップ審査時まで申請者側で保管する。送付された製品を本機構で試験をする場合は、フォローアップ審査時の製品試験は必要としない。
 - ③上記②で指示した製品のロット追跡
 - ④品質管理責任者が出荷承認した記録 3 年分
- c) 審査員は、品質管理責任者とクロージングミーティングを開催し、書面審査が終了したことを宣言する。
 - ①書面審査した項目は、工場審査調査書のI.調査結果総括表の評価欄に評価記号の後に（書）と記入する。

②書面審査が終了した後、「書面審査完了のお知らせ」を発行する。

12.2.1.2 フォローアップ審査の手順

フォローアップ審査は、書面審査では確認できなかったものの全ての部分を対象とし、主に下記の事項を調査する。

- a) 経営者、品質管理責任者へのインタビュー
- b) 書面審査日からフォローアップ審査日までの JIS 適合性に係る製品試験記録類の調査
- c) 工程及び製造設備（メータ類等）・試験設備の現認
- d) 資材の受入調査
- e) 表示の誤用対策
- f) 実地試験
- g) 技術審査（被認証者が製品試験を実施する場合）
- h) 製品試験（書面審査日にサンプリングした検体）
- i) 書面審査中に確認が必要と思われた事項

12.2.2 リモート審査

リモート審査実施手順書による。

12.3 臨時の認証維持審査

次の場合には、臨時の認証維持審査を実施する。

- a) 認証取得者が、認証を行っている鉱工業品等の仕様を変更し、若しくは追加し、又は品質管理体制を変更しようとしたときは、審査員は当該変更又は追加が行われるまでに、**12.1.1** 項に規定する工場審査及び **6.3** 項に規定する製品試験を行う。
ただし、当該変更により、当該鉱工業品等が JIS に適合しなくなるおそれがないときには、書面による工場審査だけとすることができる。
- b) JIS の改正により、認証を行っている鉱工業品等が JIS に適合しなくなるおそれのあるとき、又は認証取得者の品質管理体制を変更する必要があるときは、審査員が当該改正後 1 年以内に、**12.1.1** 項に規定する工場審査及び **6.3** 項に規定する製品試験を行う。
- c) 認証を行っている鉱工業品等が JIS に適合しない旨又は認証取得者の品質管理体制が附属書 1 に規定する品質管理体制の基準に適合しない旨の第三者からの申立てを受けた場合であって、そのがい然性が高いときは、審査員は当該事実を把握した後速やかに、**12.1.1** 項に規定する工場審査及び **6.3** 項に規定する製品試験を行う。
- d) a) ～c) のほか、認証を行っている鉱工業品等が JIS に適合しない、若しくは認証取得者の品質管理体制が附属書 1 に規定する品質管理体制の基準に適合しない、又は適合しないおそれのある事実を把握したときは、審査員は当該事実を把握した後速やかに、**12.1.1** 項に規定する工場審査及び **6.3** 項に規定する製品試験を行う。
- e) 臨時の認証維持審査においても、**12.2** は可能とする。

13. JIS マーク及び付記事項の表示

13.1 JIS マークの表示

本機構は JIS マークの表示の使用が、認証契約に基づいて、認証取得者によって適切に実施されることを管理する。

認証取得者が、次の a) ～c) の事項について JIS マークの近傍に表示することを認証契約に定める。

a) JIS の番号

形状又は鉱工業品等若しくはその包装、容器若しくは送り状に表示される他の事項から適合する JIS の番号を特定することができる場合には、当該番号を省略することができる。

b) JIS の種類又は等級（当該 JIS に種類又は等級に係る表示事項が規定されている場合に限る。）

c) 本機構の名称又は略号（略号は、CERI、CE のいずれかを使用する）

13.2 付記事項の表示

次の事項のうち該当するものについて、鉱工業品等又はその包装、容器若しくは送り状に表示するよう認証契約に定める。ただし、b) にあっては、**13.1** 項の表示に付記する。

a) JIS で定める表示事項

b) 認証取得者の氏名、名称又は略号

c) 製造の時期又は略号

d) 製造業者の名称又は略号

e) 工場又は事業場の名称又は略号（工場又は事業場が複数の場合はその識別表示）

f) その他、本機構が必要とする事項

13.3 表示の方法

認証取得者が **13.1** 項の表示を行う場合には、次の a) 及び b) の方法によることを認証契約に定める。

a) **13.1** 項の表示は、認証契約に基づいて、認証に係る鉱工業品等又は包装、容器若しくは送り状に、認証を行っている鉱工業品等の購入者が容易に識別できる適切な箇所に表示しなければならない。

b) **13.1** 項の表示は、容易に消えない方法による印刷及び押印、刻印、荷札の取付け、その他適切な方法で表示しなければならない。

13.4 JIS マーク及び付記事項に関する契約

JIS マーク及び付記事項に関する契約（管理要綱）は登録認証管理責任者名で行う。

14. 認証に係る機密の保持

本機構は、登録認証業務に係る役員及び職員並びに関係者について、誓約書により認証取得者、苦情提言者の秘密を保持する。ただし、本機構が行政、司法機関その他正当な法令上の権限を有する

官公署から開示を要求された場合は、その限りではない。

15. 違法な表示等に係る措置

15.1 窓口担当者の指名

登録認証管理責任者は、認証取得者と関係部署の連絡のため一時停止窓口担当者を指名する。

15.2 JIS マークの誤用等の場合の措置

登録認証管理責任者は、受けた情報の事実関係を確認し、次の a) ～ d) のいずれかに該当する誤用があると判断した場合、判定委員会を開催する。

判定委員会においても a) ～ d) のいずれかに該当する誤用があると決定した場合、登録認証管理責任者は認証取得者に対して、それを是正し、予防措置を講じるように請求する。

- a) 認証取得者の品質管理体制が附属書 1 に規定する基準に適合していないとき
- b) 本機構が認証を行っている鉱工業品等以外の鉱工業品等又はその包装、容器若しくは送り状に、**13.1** 項の表示又はこれと紛らわしい表示を付しているとき
- c) 本機構が認証を行っている鉱工業品等以外の鉱工業品等の広告に認証を受けていると誤解されるおそれがある方法で、**13.1** 項の表示又はこれと紛らわしい表示を使用しているとき
- d) 認証取得者に係る広告に、本機構の認証に関し、第三者を誤解させるおそれのある内容があるとき

15.3 認証を行っている鉱工業品等が日本産業規格に適合しない場合の措置

15.3.1 適合しない場合

次の a) ～ c) に掲げる情報を受けた場合、登録認証管理責任者は情報を確認したのち、判定委員会を開催する。判定委員会の審議決定を経て、認証を取り消すか、又は速やかに、認証取得者に対して、**13.1** 項の表示（これと紛らわしい表示を含む。）の使用の停止を請求するとともに、JIS に適合していないものを出荷しないように請求する。

- a) 認証を行っている鉱工業品等が JIS に適合しないとき
- b) 認証取得者の品質管理体制が、附属書 1 に規定する基準に適合しない場合であって、その内容が認証に係る鉱工業品等が JIS に適合しなくなるおそれのあるとき、その他重大なものであるとき
- c) **15.1** に規定する本機構の請求に、認証取得者が適確に、又は速やかに応じなかったとき

15.3.2 試買試験結果等第三者情報の措置

試買試験結果などの第三者情報により鉱工業品の不適合情報を得た場合は、登録認証責任者が以下の手順で措置を行う。

- a) 省令第 11 条第 3 項を満たす試験所の試験結果であれば然性は高いと判断する。
- b) 省令第 11 条第 3 項の条件を満たす試験所の試験結果でない場合は、試験結果の妥当性に関する

る調査を行う。

- c) 調査の結果、がい然性が高い場合には不適合結果について認証取得者に見解を求める。
- d) 認証取得者が納得した場合、省令第 17 条及び登録認証機関協議会（JISCBA）の「JIS 認証業務に係る情報提供マニュアル（認証製造業者等の法令違反に対する対応要領）」に基づいた報告及び一時停止の措置を行う。
- e) 認証取得者が納得しない場合、関係部署と調整しつつ、両者立会により製品試験を行う。
この場合、省令第 11 条第 3 項の試験所の活用を優先とする。製品については、試買試験実施製品、試買試験実施製品と同一ロット、試買試験製品と同一製品、試買試験実施製品と同一種類等級品の順に優先する。試験個数、試験手順は認証取得者が社内規格で定めた個数、試験手順とする。
- f) e) で不適合が出た場合は、d) と同様な措置を行う。
- g) e) で適合の場合は必要な報告を行う。省令第 11 条第 3 項の試験所で実施していない試験結果は関係部署と調整を行う。

15.4 JIS マークの使用の停止に係る措置

15.2 項、3 項の請求をする場合には、登録認証管理責任者は情報を受けたのち、判定委員会の決定を経て認証取得者に対し、次の a) ～ e) に掲げる事項を記載した文書によって通知する。

- a) 請求の対象となる認証取得者の工場又は事業場及び鉱工業品等の範囲
- b) 請求する日からその請求を取り消す日までの間に、認証に係る鉱工業品等又はその包装、容器若しくは送り状に、13.1 項の表示（これと紛らわしい表示を含む。）を付してはならない旨
- c) 認証取得者が保有する 13.1 項の表示（これと紛らわしい表示を含む。）の付してある鉱工業品等であって、かつ、JIS に適合していないものを出荷してはならない旨
- d) 請求の有効期間
- e) 請求の有効期間内に、認証に係る鉱工業品等が JIS に適合しなくなった原因を是正し、又は認証取得者の品質管理体制を附属害 2 に規定する基準に適合するように是正し、及び必要な予防措置を講ずる旨

本機構は、認証取得者から書面により上記 d) に規定する請求の有効期間の延長の申出があるなど、適切と判断した場合には、その期間を延長することができる。延長する場合は改めて文書によって通知する。

上記 e) の措置が講じられたことを審査員が確認した場合には、判定委員会に報告し、請求の取消しが妥当と判断された場合、登録認証管理責任者が認証取得者に対し、速やかに文書によって、15.2 項の請求を取り消すことを通知する。

上記 d) の有効期間（延長した場合を含む。）内に、上記 e) の措置が講じられなかった場合、登録認証管理責任者は認証を取り消す。

15.5 認証取得者が認証維持審査を拒否した場合等の措置

次の a) ～ c) のいずれかに該当する場合に、登録認証管理責任者は情報を受けたのち、判定委員

会の決定を経て認証取得者に係る認証をすべて取り消す。

- a) 認証取得者が、認証維持審査を拒み、妨げ、又は忌避したとき
- b) **15.2** 項に係る請求をした場合であって、その請求の有効期間内に、認証取得者が認証に係る鉱工業品等、又はその包装、容器若しくは送り状に、**13.1** 項の表示（これと紛らわしい表示を含む。）の表示をしたとき
- c) **15.2** 項に係る請求をした場合であって、その請求の有効期間内に、認証取得者がその保有する **13.1** 項の表示（これと紛らわしい表示を含む。）を付してある鉱工業品等であって、JIS に適合していないものを出荷したとき

16. 認証の取消し

16.1 一般

15.項に規定する認証の取消しのほか、認証契約に定める取消し事項に該当する場合に、登録認証管理責任者は情報を受けたのち、判定委員会の決定を経て認証を取り消す。また、登録認証管理責任者は発生した案件に応じて、認証取得者、関係部署への連絡のための窓口担当者を指名する。

16.2 認証の取消しの手続き

認証の取消しを行う場合に、登録認証管理責任者が認証取得者に対し、当該認証を取り消す期日及び本機構に対し異議申立てができる旨を記載した文書によって通知する。

認証取得者から当該認証の取消しについて異議申立てを受けたとき、判定委員会はこれを考慮して認証の取消しの可否について決定し、登録認証管理責任者は認証取得者に報告する。

認証を取り消した場合、本機構は直ちに、次の事項を公表する。

- a) 認証を取り消した期日（年月日）及び認証番号
- b) 取り消した認証に係る認証取得者の氏名又は名称及び住所
- c) 取り消した認証に係る **10.**項の c)、d) 及び f)～h) の事項
- d) **13.1** 項の表示及び付記事項並びにそれらの表示方法
- e) 取り消した理由

この公表は、取り消した期日から 1 年間行わなければならない。また、当該公表は、認証を行う東京・名古屋・大阪の 3 事業所において、審査員が業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、本機構 HP に掲示する方法によって行う。

16.3 認証の取消しに伴う措置

認証を取り消す場合、登録認証管理責任者が認証取得者に対して、当該取り消した認証に係る鉱工業品等又はその容器、包装若しくは送り状に付された **13.1** 項の表示（これと紛らわしい表示を含む。）の表示を除去し、又は抹消するように請求する。

17. 日本産業規格が改正された場合の措置

認証に係る JIS が改正されたとき、登録認証管理責任者は速やかに、関係する認証の申請者又は認証取得者に対して、その旨を通知する。

JIS の改正によって、認証を行っている鉱工業品等が JIS に適合しなくなるおそれがあるとき、又は認証取得者が品質管理体制を変更する必要があるとき、審査員は 12.2 項に基づき、臨時の認証維持審査を行う。次の a) ～ d) について考慮して、登録認証管理責任者は JIS の改正に伴う必要な措置を講じる。

- a) 健康、安全又は環境に係る改正であるときにあっては、JIS の要求事項に適合する緊急度
- b) 改正された JIS の要求事項に適合する鉱工業品等に関し、製造設備又は加工設備の変更及び適合する鉱工業品等の生産のために必要な時間及びコスト
- c) 特定の製造若しくは加工又は設計に対し意図しない商業上の利益の享受の回避
- d) 本機構の運営に関する諸問題

18. 帳簿

18.1 帳簿の作成

本機構は、省令 30 条に基づき認証業務に関して帳簿を備える。帳簿は鉱工業品又はその加工技術ごとに区分し、年度ごとの紙媒体を原本とする。また、帳簿は最終の記載の日から起算して 5 年保存する。帳簿には次の a) ～h) を記載する。

- a) 認証依頼者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者名
- b) 認証の依頼を受けた期日
- c) 認証の依頼に係る日本産業規格の番号及び日本産業規格の種類又は等級（当該日本産業規格に種類又は等級が定められている場合に限る）
- d) 鉱工業品又はその加工技術の名称
- e) 審査を行った期日
- f) 審査を行った結果（初回時は認証又は不認証、維持審査時は認証維持、認証停止又は認証取消しとして記入）
- g) 審査を行った者の氏名
- h) 認証契約を締結した期日及び認証番号

18.2 帳簿の変更

帳簿の記載内容に変更あった場合は手書きにより変更内容、変更日、変更者を記録する。

やむを得ない理由により打ち直しを行う場合は変更理由、変更日、変更者を記録し、変更前のものと併せて保存する。

附属書 1（規定）品質管理体制の基準

この附属書は、品質管理実施状況説明書に記載する品質管理体制を審査する基準について規定する。

本機構は、本体の **6.2.1**、**6.2.2**、**12.1.1**、**12.2**、**12.3**、**15.1**、**15.2** 及び **15.3** に定める品質管理体制の審査を、次に定める品質管理体制の基準（A）又は（B）[ただし、**6.2.2** については（B）だけ] によって行わなければならない。

品質管理体制の基準（A）

1. 本機構の審査基準及び認証に係る日本産業規格に規定する製造設備又は加工設備（分野別認証指針で定める鋳工業品又はその加工技術にあつては、分野別認証指針で定める製造設備又は加工設備を含む。）を用いて製造又は加工が行われていること。
2. 本機構の審査基準及び認証に係る日本産業規格に規定する検査設備（分野別認証指針で定める鋳工業品又はその加工技術にあつては、分野別認証指針で定める検査設備を含む。）を用いて検査が行われていること。
3. 本機構の審査基準及び認証に係る日本産業規格に規定する検査方法（分野別認証指針で定める鋳工業品又はその加工技術にあつては、分野別認証指針で定める検査方法を含む。）により検査が行われていること。
4. 次に掲げる方法により品質管理が行われていること。

イ 社内規格の整備

- (1) 次に掲げる事項について社内規格が当機構の審査基準及び認証に係る日本産業規格（分野別認証指針で定める鋳工業品又はその加工技術にあつては、分野別認証指針で定める事項を含む。）に従って具体的かつ体系的に整備されていること。

- (i) 本機構の認証に係る鋳工業品の品質、検査及び保管に関する事項
- (ii) 原材料の品質、検査及び保管に関する事項
- (iii) 工程ごとの管理項目及びその管理方法、品質特性及びその検査方法並びに作業方法に関する事項
- (iv) 製造設備又は加工設備及び検査設備の管理に関する事項
- (v) 外注管理（製造若しくは加工、検査又は設備の管理の一部を外部の者に行わせている場合における当該発注に係る管理をいう。以下同じ。）に関する事項
- (vi) 苦情処理に関する事項

- (2) 社内規格が適切に見直されており、かつ、就業者に十分周知されていること。

ロ 本機構の審査基準及び認証に係る鋳工業品について日本産業規格に適合することの検査及び保管が社内規格に基づいて適切に行われていること。

ハ 原材料について検査及び保管が社内規格に基づいて適切に行われていること。

ニ 工程の管理

- (1) 製造又は加工及び検査が工程ごとに社内規格に基づいて適切に行われているとともに、作業記録、検査記録、管理図を用いる等必要な方法によりこれらの工程が適切に管理されていること。
- (2) 工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置、工程に生じた異常に対する処置及び予防措置が適切に行われていること。
- (3) 作業の条件及び環境が適切に維持されていること。

ホ 製造設備又は加工設備及び検査設備について、点検、検査、校正、保守等が社内規格に基づいて適切に行われており、これらの設備の精度及び性能が適正に維持されていること。

ヘ 外注管理が社内規格に基づいて適切に行われていること。

ト 苦情処理が社内規格に基づいて適切に行われているとともに、苦情の要因となった事項の改善が図られていること。

チ 本機構の審査基準及び認証に係る鋳工業品の管理、原材料の管理、工程の管理、設備の管理、外注管理、苦情処理等に関する記録が必要な期間保存されており、かつ、品質管理の推進に有効に活用されていること。

5. 1.から 4.に掲げる事項のほか、次に掲げる品質保持に必要な技術的生産条件を満たしていること。

イ 次の (1) から (2) により、社内標準化及び品質管理の組織的な運営が行われていること。

- (1) 社内標準化及び品質管理の推進が鋳工業品の製造業者、加工業者又は外国においてその事業を行う製造業者、若しくは加工業者（以下、製造業者等という。）の経営指針として確立されており、社内標準化及び品質管理が計画的に実施されていること。
- (2) 製造業者等における社内標準化及び品質管理を適正に行うため、各組織の責任及び権限が明確に定められているとともに、ロの品質管理責任者を中心として各組織間の有機的な連携がとられており、かつ、社内標準化及び品質管理を推進する上での問題点が把握され、その解決のために適切な措置がとられていること。
- (3) 製造業者等における社内標準化及び品質管理を推進するために必要な教育訓練が就業者に対して計画的に行われており、また、工程の一部を外部の者に行わせている場合においては、その者に対し社内標準化及び品質管理の推進に係る技術的指導を適切に行っていること。

ロ 次の (1) から (4) により、品質管理責任者が配置されていること。

- (1) 製造業者等は、登録認証機関の認証に係る鋳工業品の製造部門又は加工部門とは独立した権限を有する品質管理責任者を選任し、次に掲げる職務を行わせていること。

なお、ここでいう製造部門又は加工部門とは、認証の対象である鋳工業品等を製造又は加工する部門であり、試験部門、検査部門、品質保証部門及び品質管理部門は含まれない。

また、製造部門又は加工部門と独立した権限と能力の条件を満たせば、当該品質管理責任者が製造部門又は加工部門に属していてもよい。

- (i) 社内標準化及び品質管理に関する計画の立案及び推進
- (ii) 規格の制定、改廃及び管理についての統括

- (iii) 本機構の認証に係る鋳工業品の品質水準の評価
 - (iv) 各工程における社内標準化及び品質管理の実施に関する指導及び助言並びに部門間の調整
 - (v) 工程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言
 - (vi) 就業者に対する社内標準化及び品質管理に関する教育訓練の推進
 - (vii) 外注管理に関する指導及び助言
 - (viii) 本機構の認証に係る鋳工業品の日本産業規格への適合性の承認
 - (ix) 本機構の認証に係る鋳工業品の出荷の承認
- (2) 品質管理責任者は、登録認証機関の認証に係る鋳工業品の製造又は加工に必要な技術に関する知識を有し、かつ、これに関する実務の経験を有する者であって、**学校教育法**（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、短期大学若しくは工業に関する高等専門学校、**旧大学令**（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく**大学**、**旧専門学校令**（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校若しくは外国におけるこれらの学校に相当する学校の理学、医学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において品質管理に関する科目を修めて卒業し（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）、又はこれに準ずる標準化及び品質管理に関する科目の講習会の課程を修了することにより標準化及び品質管理に関する知見を有すると認められる者であること。
- (3) 標準化及び品質管理の知見については、品質管理責任者が産業標準化法等関係法規の知識を有することに加え、次の(i)から(vi)のような技術を活用可能な能力を有していることが望ましい。
- (i) 統計的考え方
 - (ii) 統計的工程管理
 - (iii) サンプルリング
 - (iv) 抜取検査
 - (v) 問題解決法
 - (vi) 社内標準化
- (4) 品質管理責任者は、出荷の承認の適切性を確保する方法及び出荷の承認に関して必要な指導や助言を行っていること。

品質管理体制の基準（B）

1. 品質管理体制が、日本産業規格 **JIS Q 9001**（主務大臣が告示で定める鋳工業品又はその加工技術の認証に係る審査である場合にあっては、主務大臣が告示で定める品質管理の規格）の規定に適合していること。
2. 本機構の審査基準及び認証に係る日本産業規格に規定する製造設備又は加工設備（分野別認証指針で定める鋳工業品又はその加工技術にあっては、分野別認証指針で定める製造設備又は加工設備を含む。）を用いて製造又は加工が行われていること。
3. 本機構の審査基準及び認証に係る日本産業規格に規定する検査設備（分野別認証指針で定める鋳

工業品又はその加工技術にあつては、分野別認証指針で定める検査設備を含む。)を用いて検査が行われていること。

4. 本機構の審査基準及び認証に係る日本産業規格に規定する検査方法（分野別認証指針で定める鉱工業品又はその加工技術にあつては、分野別認証指針で定める検査方法を含む。）により検査が行われていること。

5. 本機構の審査基準及び認証に係る日本産業規格（分野別認証指針で定める鉱工業品又はその加工技術にあつては、分野別認証指針で定める事項を含む。）に従って社内規格が具体的かつ体系的に整備されており、かつ、当機構の認証に係る鉱工業品について日本産業規格に適合することの検査及び保管が、社内規格に基づいて適切に行われていること。

6. 品質管理責任者の配置が、品質管理体制の基準(A)の**5.**のロの基準に適合していること。

附属書2（参考）JIS マーク等の表示の使用許諾に係る認証契約書

株式会社〇〇〇〇〇〇（以下、甲という。）と一般財団法人化学物質評価研究機構（以下、乙という。）は、乙の認証した甲の△△工場に係る鉍工業品、又はその加工技術により加工した鉍工業品における JIS マーク等の表示に関する乙の甲に対する使用許諾について、次のとおり契約するものとする（以下、この契約を本認証契約という。）。

（用語の定義）

第1条

本認証契約に関する基本的な用語の定義は、次のとおりとする。

（1）鉍工業品等

甲が製造する鉍工業品、加工技術により加工した鉍工業品又は販売する鉍工業品であって、本認証契約により認証の対象となるものをいう。

（2）工場又は事業場

鉍工業品等を製造又は加工する一つ又は複数の工場若しくは事業場で、当該認証に係る品質管理体制の審査が必要とされる工場又は事業場の総称

（3）初回製品試験

甲から認証の申請のあった鉍工業品等が、該当する日本産業規格に適合するかどうか審査するために乙が行う試験

（4）初回工場審査

甲から認証の申請のあった鉍工業品等を製造又は加工する工場又は事業場の品質管理体制が該当する基準に適合しているかどうか確認するために乙が行う審査

（5）認証書

鉍工業品又はその加工技術が認証されていることを証明する乙が甲に交付する文書

（6）JIS マーク等

次の1）～4）の表示事項の総称で、本認証契約において、具体的に定めるもの

1) JIS マーク [産業標準化法に基づく鉍工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下省令という。）第1条第1項、第2項及び第3項に定める様式の表示]

2) 適合する日本産業規格の番号

3) 適合する日本産業規格の種類又は等級

4) 乙の名称又は略称

（7）付記事項

（6）の表示に付記する表示で、以下のうち該当する事項

1) JISに定められる表示事項

2) 甲の氏名若しくは名称又はその略号（略称、記号、認証番号又は登録商標をいう）

3) 工場又は事業場の名称又は略号（工場又は事業場が複数の場合はその識別表示）

4) その他、登録認証機関が必要とする事項

（8）認証維持審査

乙が行っている甲の認証を維持できるかどうかを判断するための乙の措置であり、初回工場審査に対応する認証維持工場審査及び初回製品試験に対応する認証維持製品試験で構成される。

(9) 国が定める認証の基準

1) 産業標準化法の次の条項に規定するもの

- a) 第30条第1項、第2項及び第31条第1項（表示）
- b) 第30条第3項、第31条第2項及び第37条第7項（認証に係る審査の方法）
- c) 第45条第2項（認証の業務の方法の基準）

2) 省令の次の条項に規定するもの

- a) 第1条（表示）
- b) 第2条（品質管理体制の審査の基準）
- c) 第9条及び第10条（認証に係る審査の実施時期及び頻度）
- d) 第11条～第13条（認証に係る審査の方法）
- e) 第14条（認証に係る公表の基準）
- f) 第15条及び第16条（違法な表示等に係る措置の基準）
- g) 第18条（認証契約の内容に係る基準）
- h) 第19条（被認証者等に対する通知の基準）
- i) 第20条（認証に係る機密の保持の基準）

3) JIS Q 1001 適合性評価—日本産業規格への適合性の認証—一般認証指針

(10) 乙の定める認証の基準

乙が (9) に基づいて定めた認証の業務の方法等の基準

(権利及び義務)

第2条

- 1 本認証契約及び乙の発行した認証書は、乙が産業標準化法の該当する規定に基づき認証を行っている鉦工業品又はその加工技術が該当する日本産業規格に適合し、当該鉦工業品等を製造又は加工する甲の工場又は事業場の品質管理体制が本機構の業務規定 JIS マーク登録認証業務実施手順書 附属書 1 に定める品質管理体制の基準に適合している限りにおいて、有効であり、甲は、認証書に記載されている認証の範囲において、本認証契約に基づき JIS マーク等及び付記事項の表示の使用について許諾されるものとする。
- 2 甲は、乙が初回製品試験において該当する日本産業規格への適合性を確認するために供した試験用鉦工業品等と同一条件において、認証を行っている鉦工業品等を製造することを確保しなければならない。
- 3 甲は、乙から認証を受けていることを広告その他の方法で第三者に表示し、又は説明する場合には、認証を受けた鉦工業品又はその加工技術と認証を受けていないものとが混同されないようにしなければならない。
- 4 甲は、認証に係る甲の業務が適切に行われているかどうかを確認するために、乙が甲に対して行う報告の請求、又は甲の工場若しくは事業場その他必要な場所に乙が立ち入り、認証に係る鉦工業品等、その原材料若しくはその品質管理体制を審査することを妨げてはならない。これには JIS マークの誤用及び日本産業規格に適合しない場合の認証外の範囲を含む。

(JIS マーク等及び付記事項の表示の使用許諾の条件及び範囲)

第3条

- 1 甲は、第2条に適合している限り、第4条の規定による本認証契約の有効期間中、乙が認証を行っている鉱工業品等の本体、容器、包装又は送り状等への JIS マーク等及び付記事項の表示の使用について許諾されるものとする。
- 2 甲は、JIS マーク等及び付記事項の表示の使用について責任を有し、表示事項及び付記事項並びにそれらの表示方法は、別紙に定める“JIS マーク等及び付記事項の表示に係る管理要綱”に基づかなければならない。
- 3 甲は、乙が認証を行っている鉱工業品等に JIS マーク等の表示を使用する場合、当該鉱工業品等が該当する日本産業規格に適合することを甲が実施する試験又はその他適切な方法によって確認しなければならない。
- 4 甲は、乙が認証を行っている鉱工業品等に JIS マーク等の表示を使用したときは、その数量及び時期を記録しなければならない。

(認証契約の有効期間)

第4条

本認証契約の有効期間は、現地審査開始日から、第17条又は第19条の認証の取消し、若しくは第26条により本認証契約が解除されない限り、令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

ただし、本認証契約の有効期間の満了日までに認証維持審査の申請に対する処分がされないときは、認証契約は認証契約の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。この場合において、認証契約の更新がされたときは、その認証契約の有効期間は現地審査開始日から起算する。

(試験用鉱工業品等の提供)

第5条

甲は、認証を行うため、又は認証の維持のために必要であるとして乙から提供を求められたときは、試験用の鉱工業品等は無償で乙に対し提供するものとする。また、乙は、試験等によって生じた試験用の鉱工業品等の解体及び損傷について、甲に対し、一切その責任を負わないものとする。

(認証維持審査)

第6条

- 1 乙は、甲の認証書に記載された鉱工業品等及び工場又は事業場に対して、本認証契約に基づいて認証維持審査を行うものとする。

なお、定期的な認証維持審査は、本条第3項に規定される臨時の認証維持審査の実施の有無にかかわらず、3年ごとに1回以上行なうものとする。この場合、初回の定期的な認証維持審査は、認証契約締結日から起算して3年以内に行い、2回目以降は、前回の定期的な認証維持審査の現地審査開始日から起算して3年以内に行なうこととする。ただし、登録認証機関が、鉱工業品又はその加工技術の認証の全部又は一部の取消しを受けた者に対して再び当該取消しを受けた鉱工業品又はその加工技術の認証を行った場合には、当該認証を行った後3年間は1年ごとに1回以上の頻度で行うこととする。

- 2 乙は、原則として、甲に予告なしに認証維持審査を行うこととする。ただし、乙は、認証維持審査の目的を損なうことがないと認めたときは、甲に実施日程の予告を行うことができる。
- 3 乙は、次のいずれかに該当する場合、甲に対し臨時の認証維持審査を行うことができる。
 - (1) 甲が、認証を行っている鉱工業品等の仕様を変更し、若しくは追加し、又は品質管理体制を変更しようとしたとき（ただし、乙が、当該変更により、当該鉱工業品等が該当する日本産業規格に適合しなくなるおそれがないと判断したときを除く）。
 - (2) 該当する日本産業規格の改正により、乙が、認証を行っている甲の鉱工業品等が当該日本産業規格に適合しなくなるおそれがあると判断したとき、又は甲の品質管理体制を変更する必要があると判断したとき。
 - (3) 認証を行っている甲の鉱工業品等が該当する日本産業規格に適合しない旨又は甲の品質管理体制が本機構の業務規定 JIS マーク登録認証業務実施手順書 附属書 1 に定める品質管理体制の基準に適合しない旨の第三者からの申立てを乙が受けたときで、乙がそのがい然性が高いと判断したとき。
 - (4) (1) ～ (3) のほか、認証を行っている甲の鉱工業品等が日本産業規格に適合せず、若しくは甲の品質管理体制が本機構の業務規定 JIS マーク登録認証業務実施手順書 附属書 1 に定める品質管理体制の基準に適合せず、又は適合しないおそれのある事実を乙が把握したとき。
- 4 乙は、認証を行っている甲の鉱工業品等が該当する日本産業規格に不適合の恐れがある場合、緊急措置として甲に対し出荷自粛の要請を行うことができるものとする。
- 5 甲は、乙が認証維持審査の目的を達成するため、原則として工場又は事業場の就業時間内に、乙が必要とする当該工場又は事業場その他の必要な場所に立ち入ること、及び認証を行っている鉱工業品等に関する社内規格、管理記録、通常の製造工程中で実施した認証を行っている鉱工業品等の適合性評価に係る測定、試験、検査の記録などを閲覧することを拒否してはならない。
- 6 乙は、認証維持審査の実施に際して、甲の工場又は事業場の従業員に適用される安全規則を遵守するものとする。
- 7 乙は、甲に対し、認証維持審査を行った場合、認証を継続するかどうかを決定し、その結果を甲に通知するものとする。
- 8 甲は、認証維持審査に係る費用を負担するものとする。

(認証の区分の追加又は変更の措置)

第7条

甲は、乙が認証を行っている鉱工業品等及び工場又は事業場に関し、認証の区分の追加又は変更を行う場合は、次のとおりの手続きを行うものとする。

- (1) 甲は、乙が認証を行っている鉱工業品等の認証の区分を追加する場合、乙に対し、事前に、認証の区分の追加を申請するものとする。甲から当該追加の申請があった場合、乙は、遅滞なく、当該追加部分に係る初回製品試験及び初回工場審査を行い、認証の決定を行った場合にはその旨を甲に通知するものとする。乙は、認証を行うことを決定した場合には、本認証契約の締結又は変更を行い、認証書を交付し、又は契約変更前の認証書を訂正し、若しくはこれに代えて新たな認証書を交付するものとする。
- (2) 甲は、工場又は事業場を変更し、又は追加する場合、乙に対し、事前に、当該工場若しくは事業場の変更又は新たな工場若しくは事業場の追加を申請するものとする。甲から当該変更又は追加の申請があった場合には、乙は、遅滞なく、当該変更又は追加部分に係る初回製品試験及び初回工場審査を

行い、認証の決定を行った場合にはその旨を甲に通知するものとする。乙は、認証を行うことを決定した場合、本認証契約の変更を行い、契約変更前の認証書を訂正し、又はこれに代えて新たな認証書を交付するものとする。

(3) 甲は、乙が認証を行っている認証の区分の中で日本産業規格に定められている種類又は等級を変更又は追加する場合、乙に対し、事前に、当該種類又は等級の変更又は追加を申請するものとする。甲から当該変更又は追加の申請があった場合には、乙は、遅滞なく、当該変更又は追加部分に係る初回製品試験及び初回工場審査を行い、認証の決定を行った場合にはその旨を甲に通知するものとする。

乙は、認証を行うことを決定した場合、本認証契約の変更を行い、認証書を交付し、又は契約変更前の認証書を訂正し、若しくはこれに代えて新たな認証書を交付するものとする。ただし、乙は、適切と判断した場合は、初回製品試験及び初回工場審査の全部又は一部を省略することができる。

(4) 甲は、乙が認証を行っている認証の区分の中で鉱工業品等を変更又は追加する場合、乙に対し、事前に、鉱工業品等の変更又は追加を申請するものとする。甲から当該変更又は追加の申請があった場合には、乙は、遅滞なく、当該変更又は追加部分に係る初回製品試験及び初回工場審査を行い、認証の決定を行った場合にはその旨を甲に通知するものとする。乙は、認証を行うことを決定した場合、本認証契約の変更を行い、認証書を交付し、又は契約変更前の認証書を訂正し、若しくはこれに代えて新たな認証書を交付するものとする。ただし、乙は、適切と判断した場合は、初回製品試験及び初回工場審査の一部を省略することができる。

(日本産業規格、国が定める認証の基準又は乙の定める認証の業務に関する規定の変更の場合の措置)

第8条

- 1 乙は、甲の認証に係る日本産業規格が改正されたときは、速やかに、甲に対して、その旨を通知するものとする。乙は、当該日本産業規格の改正により、認証を行っている甲の鉱工業品等が日本産業規格に適合しなくなるおそれがある、又は甲の品質管理体制を変更する必要があると判断したときは、その旨を甲に通知するとともに、甲に対し臨時の認証維持審査を行うものとする。
- 2 乙は、国の定める認証の基準が変更されたとき又は乙の定める認証の業務に関する規定を変更したときは、速やかに、甲に対して、その旨を通知するとともに、当該変更により、認証を行っている甲の鉱工業品等が日本産業規格に適合しなくなるおそれがある、又は甲の品質管理体制を変更する必要があると判断したときは、その旨を甲に通知するとともに、甲に対し臨時の認証維持審査を行うものとする。

(認証の公表等)

第9条

- 1 乙は、甲の鉱工業品又はその加工技術に係る認証を行った場合、遅滞なく、次の事項について乙の事務所で業務時間内に公衆に閲覧されるとともに、乙のホームページにより公表するものとする。なお、公表の期間は、本認証契約が終了するまでとする。
 - (1) 認証契約を締結した期日及び認証番号
 - (2) 甲の氏名又は名称、及び住所
 - (3) 認証に係る日本産業規格の番号及び日本産業規格の種類又は等級（当該日本産業規格に種類又は等級が定められている場合）
 - (4) 鉱工業品又はその加工技術の名称

- (5) 認証の区分（日本産業規格又は日本産業規格の種類若しくは等級と同じである場合にあっては省略することができる。）
- (6) 認証に係る工場又は事業場の名称及び所在地
- (7) 認証を行っている鉱工業品又はその加工技術に関し表示する事項及びそれに付記する事項並びにそれらの表示の方法
- (8) 認証に係る法の根拠条項（産業標準化法第30条第1項、第31条第1項又は第37条第1項、第3項に基づく認証）

2 乙は、甲の鉱工業品又はその加工技術に係る認証の全部又は一部を取り消した場合、直ちに、次の事項について乙のホームページにより公表するものとする。なお、公表の期間は、当該認証を取り消した期日から1年間とする。

- (1) 取り消した期日、認証番号
- (2) 取り消した認証に係る甲の氏名又は名称、及び住所
- (3) 取り消した認証に係る日本産業規格の番号及び日本産業規格の種類又は等級（当該日本産業規格に種類又は等級が定められている場合）
- (4) 取り消した認証に係る鉱工業品又はその加工技術の名称
- (5) 取り消した認証の区分（日本産業規格又は日本産業規格の種類若しくは等級と同じ場合は省略することができる。）
- (6) 取り消した認証に係る工場又は事業場の名称及び所在地
- (7) 取り消した認証に係る鉱工業品又はその加工技術に関し表示する事項及びそれに付記する事項並びにそれらの表示の方法
- (8) 取り消した認証に係る法の根拠条項（産業標準化法第30条第1項、第31条第1項又は第37条第1項、第3項に基づく認証）
- (9) 取り消した理由

3 乙は、甲の鉱工業品又はその加工技術に係る認証に係る認証契約が修了した場合、遅滞なく、次の事項について乙のホームページにより公表するものとする。なお、公表の期間は、本認証契約が終了した期日から1年間とする。

- (1) 認証契約が終了した期日及び認証番号
- (2) 終了した認証契約に係る甲の氏名又は名称、及び住所
- (3) 終了した認証契約に係る日本産業規格の番号及び日本産業規格の種類又は等級（当該日本産業規格に種類又は等級が定められている場合）
- (4) 終了した認証契約に係る鉱工業品又はその加工技術の名称
- (5) 終了した認証契約に係る認証の区分（日本産業規格又は日本産業規格の種類若しくは等級と同じ場合は省略することができる。）
- (6) 終了した認証契約に係る工場又は事業場の名称及び所在地
- (7) 終了した認証契約に係る鉱工業品又はその加工技術に関し表示する事項及びそれに付記する事項並びにそれらの表示の方法
- (8) 終了した認証に係る法の根拠条項（産業標準化法第30条第1項、第31条第1項又は第37条第1項、及び第3項に基づく認証）

4 乙は、甲の鉱工業品又はその加工技術に係る認証に係る認証契約を一時停止した場合、遅滞なく、次の事項について乙のホームページにより公表するものとする。なお、公表の期間は、本認証契約の一時

停止が終了するまでとする。

- (1) 出荷停止（又は取消し）を請求した期日及び認証番号
- (2) 出荷停止（又は取消し）を請求した被認証者の氏名又は名称及び住所
- (3) 認証に係る日本産業規格の番号及び日本産業規格の種類又は等級並びに製品名（商品名）
- (4) 鉱工業品又はその加工技術の名称
- (5) 認証に係る工場又は事業場の名称及び所在地
- (6) 認証に係る鉱工業品の製造又は加工をする工場又は事業場を識別するための表示事項及びその方法
- (7) 認証に係る産業標準化法の根拠条項
- (8) 出荷停止（又は取消し）を請求した理由

（試験等に際しての損害）

第10条

乙は、認証維持審査及び第7条に基づく審査に際し、甲に生じた損害については、乙に故意又は過失があったときを除き、その責任を負わないものとする。

（第三者への認証の業務の委託）

第11条

乙は、甲の同意を得て、甲の認証に係る業務の一部を第三者に委託することができる。

（承継）

第12条

甲は、乙が行っている認証に係る事業の全部を甲が指定する第三者に譲渡し、又は甲について相続、合併若しくは分割（当該事業の全部を承継させる場合に限る。）があるときは、甲は事前に書面による乙の同意を得て、当該認証の全部を承継させることができる。

なお、甲が当該認証に係る事業の承継を行った場合、甲は、速やかに、乙にその旨を届け出るものとする。

（苦情等の処理）

第13条

1 甲は、乙が認証を行っている鉱工業品等につき、第三者から苦情の申立てを受けたとき、又は甲と第三者との間において紛争が生じたときは、甲はその責任と負担において解決を図るものとする。

2 前項の場合において、乙が第三者に対し損害賠償その他の負担をしたときは、甲は乙の求償に応ずるものとする。

3 乙は、第1項の第三者からの苦情又は紛争に係る問題点等に関連して、認証を行っている鉱工業品等の該当する日本産業規格への適合性及び認証に係る甲の工場又は事業場の品質管理体制の本機構の業務規定 JIS マーク登録認証業務実施手順書 附属書1に定める品質管理体制の基準への適合性の確認、当該問題点等に関する原因の究明、是正及び予防措置が適正に行われるよう、甲に協力する。

(機密の保持)

第 14 条

乙は、甲の認証に関連し知り得た認証を行っている鋳工業品等及びその製造又は加工に関する一切の情報について認証業務にだけ使用するものとし、他の目的に使用し又は甲の承諾若しくは関連する法令に基づく等の正当な理由なくして第三者に当該情報を漏えいしてはならない。ただし、本認証契約の締結時に公知であった情報、本認証契約の締結後に乙の故意又は過失によらず公知になった情報及び乙が第三者から適法に取得した情報は除く。

(JIS マーク等の誤用の場合の措置)

第 15 条

乙は、甲が次のいずれかに該当する場合、甲に対し、当該事項の是正及び予防措置を講じるように請求するものとする。

- (1) 乙が認証を行っている鋳工業品等以外の鋳工業品等又はその包装、容器若しくは送り状に、JIS マーク等の表示又はこれと紛らわしい表示を甲が付しているとき
- (2) 乙が認証を行っている鋳工業品等以外の鋳工業品等の広告に、当該鋳工業品等が認証を受けていると誤解されるおそれがある方法で、JIS マーク等の表示又はこれと紛らわしい表示を甲が使用しているとき
- (3) 甲に係る広告に、乙の認証に関し、第三者を誤解させるおそれのある内容があるとき

なお、乙は、当該請求について期限を定め、必要と認められるときは当該期限を延長することができる。乙は、期限（延長した場合を含む。）までに措置を完了した旨の報告が甲からなされなかった場合、本認証契約第 17 条の (3) に基づき必要な措置を講じなければならない。

(是正及び予防措置)

第 16 条

乙は、甲の工場又は事業場の品質管理体制について、本機構の業務規定 JIS マーク登録認証業務実施手順書 附属書 1 に定める品質管理体制の基準に不適合があった場合、甲に対し、当該不適合の是正及び予防措置を講じるように請求するものとする。

なお、乙は、当該請求について期限を定め通知するものとする。また、乙は適当と判断した場合は当該期限を延長することができる。

乙は、期限（延長した場合を含む。）までに措置を完了した旨の報告が甲からなされなかった場合、本認証契約第 17 条の (3) に基づき必要な措置を講じなければならない。

(認証を行っている鋳工業品等が日本産業規格に適合しない場合の措置)

第 17 条

乙は、次のいずれかに該当する場合、甲の認証を取り消すか、又は速やかに、甲に対して、JIS マーク等の表示（これと紛らわしい表示を含む。）の使用の停止を請求するとともに、甲が保有する JIS マーク等の表示（これと紛らわしい表示を含む。）を表示している鋳工業品等であって、該当する日本産業規格に適合していないものを出荷しないように、請求するものとする。

- (1) 乙が認証を行っている甲の鋳工業品等が日本産業規格に適合しないとき
- (2) 甲の品質管理体制が、本機構の業務規定 JIS マーク登録認証業務実施手順書 附属書 1 に定める

品質管理体制の基準に適合しない場合であって、その内容が、乙が認証を行っている鉱工業品等が日本産業規格に適合しなくなるおそれのあるとき、その他重大なものであるとき

(3) 第 15 条又は第 16 条に基づく乙の請求に対し、甲が適確に、又は速やかに応じなかったとき

(JIS マーク等の使用の停止に係る措置)

第 18 条

乙は、第 17 条に基づく請求をする場合には、甲に対し、次の (1) ～ (5) に掲げる事項を記載した文書により通知するものとする。

- (1) 請求の対象となる甲の工場又は事業場及び鉱工業品等の範囲
- (2) 請求する日からその請求を取り消す日までの間に、甲に対し、乙が認証を行っている鉱工業品等又はその包装、容器若しくは送り状に、JIS マーク等の表示（これと紛らわしい表示を含む。）を付してはならない旨
- (3) 甲が保有する JIS マーク等の表示（これと紛らわしい表示を含む。）の付してある鉱工業品等であって、かつ、該当する日本産業規格に適合していないものを出荷してはならない旨
- (4) 請求の有効期間
- (5) 請求の有効期間内に、乙が認証を行っている鉱工業品等が該当する日本産業規格に適合しなくなった原因を是正し、又は甲の品質管理体制を本機構の業務規定 JIS マーク登録認証業務実施手順書 附属書 1 に定める品質管理体制の基準に適合するように是正し、及び必要な予防措置を講ずる旨

乙は、適切と判断した場合には、上記 (4) に規定する請求の有効期間を延長することができる。

乙は、上記 (5) の措置が講じられたことを確認した場合には、甲に対し、速やかに文書により、第 17 条に基づく請求を取り消すことを通知するものとする。

乙は、上記 (4) の有効期間（延長した場合を含む。）内に、上記 (5) の措置が講じられなかった場合は、甲の認証を取り消すものとする。

(認証の失効)

第 19 条

乙は、甲が次のいずれかに該当する場合、甲の認証を失効するものとし、本認証契約を解除し、第 20 条及び第 21 条に基づき、認証の取り消しに係る措置を行うものとする。

- (1) 甲が認証機関の切り替えや認証維持審査を受検しない旨を乙に申し出た場合等であって、乙が書面による認証維持審査に関する意向確認を行い、当該書面に定められた期日までに甲から認証維持審査の申し込み、又は、認証維持に関する意向確認に対する回答がない場合。
- (2) 甲が事業廃止又は第 28 条第 2 項(3)に該当することが疑われる場合であって、乙が書面による認証の維持に関する意向調査を行い、当該書面に定められた期日までに甲から回答がない場合。

(認証の失効に係る措置)

第 20 条

乙は、甲の認証を失効する場合には、甲に対し、事前に契約満了日をもって JIS マーク等が表示されないよう文書にて通知し、被認証者からの報告を求めるものとする。

乙は、甲から当該認証の失効について異議申立てを受けたときは、これを考慮して認証の失効の可否について決定するものとする。

(認証の取消し)

第21条

乙は、次のいずれかに該当する場合、甲の認証をすべて取り消すものとする。

- (1) 甲が、乙による認証維持審査を拒み、妨げ、又は忌避したとき
- (2) 乙が第17条に基づく請求をした場合であって、その請求の有効期間内に、乙が認証を行っている鉱工業品等、又はその包装、容器若しくは送り状に、甲が JIS マーク等の表示（これと紛らわしい表示を含む。）をしたとき
- (3) 乙が第17条に基づく請求をした場合であって、その請求の有効期間内に、甲が保有する JIS マーク等の表示（これと紛らわしい表示を含む。）を付してある鉱工業品等であって、該当する日本産業規格に適合していないものを甲が出荷したとき

乙は、上記の認証の取消し及び第17条に基づく認証の取消しのほか、次のいずれかに該当する場合、認証を取り消すことができる。

- (1) 甲が、乙に対する債務決済（認証のために必要とされる費用等）を支払い期日までに履行できないとき
- (2) 甲が本認証契約に違反したとき

(認証の取消しに係る措置)

第22条

乙は、甲の認証を取り消す場合には、甲に対し、当該認証を取り消す期日及び乙に対し異議申立てができる旨を記載した文書により通知するものとする、

乙は、甲から当該認証の取消しについて異議申立てを受けたときは、これを考慮して認証の取消しの可否について決定するものとする。

第23条

乙は、甲の認証を取り消す場合には、甲に対して、当該取り消した認証に係る鉱工業品等又はその容器、包装若しくは送り状に付された JIS マーク等の表示（これと紛らわしい表示を含む。）を除去し、又は抹消するように請求するものとする。

(乙に対する甲のその他の通知義務)

第24条

甲は、本認証契約の該当する条項で定めている場合の他、次に該当する場合、それぞれ定める時期に、乙に報告しなければならない。

- (1) 甲の氏名又は名称が変更された場合 速やかに
- (2) 甲の認証に係る工場又は事業場の名称が変更された場合 速やかに
- (3) 甲の認証に係る工場又は事業場の全部又は一部について事業を休止又は廃止した場合 速やかに
- (4) 甲の認証に係る工場の品質管理体制の全部又は一部について変更された場合 速やかに
- (5) JIS Q 9001 (ISO 9001) に基づく品質管理体制の審査の基準 B を選択した場合において、JIS Q 9001 (ISO 9001) の認証状態が一時停止又は取消しがされた場合 速やかに

(甲に対する乙のその他の通知義務)

第25条

乙は、本認証契約の該当する条項で定めている場合の他、次に該当する場合、それぞれに定める時期に、甲に通知しなければならない。

- (1) 乙が事業の全部を第三者に承継させる場合 承継させる日まで
- (2) 乙の事務所の所在地を変更しようとするとき 変更する日まで
- (3) 乙が認証の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするとき 休止又は廃止しようとする日の6か月前まで
- (4) 乙が産業標準化法第52条第1項の登録の取消し又は認証の業務の全部又は一部の停止を命じられたとき 直ちに
- (5) 乙が産業標準化法第52条第2項の聴聞の通知を受けたとき 直ちに
- (6) 乙の行っている認証に係る日本産業規格が改正されたとき 直ちに
- (7) 乙の行っている認証に係る鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令第2条に規定される品質管理体制の審査の基準、及び本機構の業務規定JISマーク登録認証業務実施手順書 附属書1に定める品質管理体制の基準が改正されたとき 直ちに

(甲の乙に対する異議申立て)

第26条

乙が甲に対し講じた措置について、甲は異議申立てを行うことができる。

乙は、甲から異議申立てがあった場合、適切に措置しなければならない。

(認証に係る費用)

第27条

- 1 甲が乙に支払う認証及び認証の維持のための手数料及び費用については、乙が別に定める手数料及び費用算定表による。
- 2 手数料及び費用の収納については、乙が別に定める規定による。

(認証契約の解除)

第28条

- 1 甲は、乙に書面で通知することにより、本認証契約を解除することができる。この場合、本認証契約は、甲から書面による通知が乙に達した日の30日後に終了する。
- 2 乙は、甲に次のいずれかに該当する事由が生じたときは、本認証契約を解除することができる。
 - (1) 本認証契約第17条又は第19条に基づき乙が甲の認証を取り消したとき
 - (2) 甲に乙との間の信頼関係を破壊する行為があったとき
 - (3) 甲が支払の停止又は破産、特別清算、民事再生若しくは会社更生の申し立てを受け又は自ら申し立てたとき

(不可抗力による認証契約の終了)

第29条

天災地変その他不可抗力により乙の認証業務の遂行が不可能となったときは、この契約は当然に終了

する。

(宣伝・広告物の使用中止)

第30条

甲は、認証の一時停止、取消し又は終了の場合、該当する製品の認証に言及している全ての宣伝・広告物の使用を中止し、法令、本機構の要求事項に従い処置する。

(認証書の写しに関する制限)

第31条

甲は、認証書の写しを他社に提供する場合、認証書の全部又は法令等での規定に従い複製を行う。

(本認証契約に定めていない事項)

第32条

本認証契約に定めのない事項及び本認証契約の解釈適用に疑義を生じた事項については、甲及び乙は日本の法令及び慣習にのっとり誠意をもって協議のうえその解決を図るものとする。

(その他)

第33条

乙の業務規程に規定されているすべての条項は本認証契約の実施に適用される。

本認証契約の締結の証として本認証契約書2通を作成し、甲、乙各自なつ（捺）印のうえその1通を保有する。

認証契約締結日：令和〇年〇〇月〇〇日

甲：住 所
名 称
代表者名

乙：東京都文京区後楽1丁目4番25号
一般財団法人化学物質評価研究機構
理 事 長 今 田 中 伸 哉

JIS マーク等及び付記事項の表示に係る管理要綱（例）

1. 目的

本管理要綱は、次に示す乙が認証を行っている甲の鉱工業品又はその加工技術に対し、甲が **JIS** マーク等を表示する条件について定めるものである。

認証が有効となった期日（認証契約を締結した期日）：

認 証 番 号：

認証取得者の氏名又は名称及び住所：

認証に係る日本産業規格の番号及び名称：

種類又は等級：

認証に係る鉱工業品又はその加工技術の名称：

認証の区分：

認証に係る工場又は事業場の名称及び所在地：

認証に係る産業標準化法の根拠条項：

第30条第1項

2. JIS マークを表示する商品（群）

別紙1 参照

3. JIS マーク等の表示

- 1) **JIS** マークは、単色とし、直径○○mm以上の大きさで表示すること。
- 2) **JIS** マークの近傍に日本産業規格の番号、種類又は等級、及び乙の名称又は略称を表示すること。

4. 付記事項の表示

JIS マーク等の表示とともに、日本産業規格に定められている表示事項及びその他乙が定める次の表示事項について表示すること。

- ① 認 証 番 号
- ② 製造の時期又は製造番号
- ③ 工場若しくは事業場の名称
- ④ JIS 表示事項

5. 表示の方法

- ① 表示単位は、〇〇とする。
- ② 表示場所は、〇〇とする。
- ③ 表示の方法は、〇〇とする。

本管理要綱別紙△△に表示例を示す。

本管理要綱は2通作成し、甲、乙各自捺印の上、その1通を保有する。

作成日：令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲：住 所
名 称
代 表 者 名

乙：
一般財団法人化学物質評価研究機構 〇〇事業所
登録認証管理責任者 〇〇 〇〇

機密保持契約書

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下、「甲」という。）と、一般財団法人化学物質評価研究機構（以下、「乙」という。）とは、甲の申請により乙が実施する鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に係る認証（維持）審査（以下、「本審査」という。）のために甲が乙に開示する甲の秘密情報の取扱いに関し、以下のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本契約における秘密情報とは、甲が乙に開示した情報のうち、秘密情報として指定したものをいう。ただし、甲は、口頭で秘密情報として開示したものについては、乙に対し、当該開示後30日以内に当該情報を明示した書面を送付するものとする。

2 秘密情報として指定された情報のうち、次のいずれかに該当するものは除外する。

- (1) 乙が甲から開示を受けた際に公知の情報
- (2) 乙が甲から開示を受けた後、乙の過失又は本契約の違反によることなく公知となった情報
- (3) 甲から開示を受ける前に乙が自ら知り得ていた情報
- (4) 乙が甲とは無関係の情報源から適法に得た情報
- (5) 乙が開示された情報と無関係に独自に開発した情報

（秘密情報の取扱い）

第2条 乙は、秘密情報について、厳に秘密を保持するものとし、甲の書面による承諾なくして、第三者に開示しないものとする。

2 乙は、秘密情報を、当該秘密情報を知る必要のある乙の従業員及び役員に限り開示するものとし、同従業員及び役員に対し、本契約における乙の義務と同等の義務を課すものとする。

3 乙は、秘密情報を本審査の目的のためにのみ使用し、それ以外の目的には一切使用しないものとする。

4 乙は、秘密情報を複製する場合には、必要最低限とし、その複製物は原本と同等の保管・管理を行うものとする。

（秘密情報の第三者への開示）

第3条 乙は、秘密情報を第三者に開示する場合には、甲の書面による事前承諾を得なければならない。かつ、乙は、当該第三者に対し本契約と同等の秘密保持義務を負わせ、これを遵守させるものとする。ただし、乙が行政、司法機関その他正当な法令上の権限を有する官公署から開示を要求された場合は、その限りではない。

(返還義務)

第4条 乙は、甲が秘密情報の返却又は破棄を要求した場合、若しくは本契約が終了した場合、直ちに秘密情報の記録媒体（複製・複写・要約を含む）の全てを甲の指示に従って返却又は破棄するものとする。

(損害賠償等)

第5条 乙は、本契約の各条項に違反したことにより、甲に損害を与えたときは、乙の責に帰すべき事由によるものについてこれを賠償する。

本条に基づく損害賠償の額は、本審査の業務委託料の金額を超えない範囲で、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第6条 本契約の有効期間は、本契約書締結の日から本審査が終了するまでとする。

(守秘義務の特例)

第7条 前条の規定にかかわらず、第2条及び第3条の規定は、本契約の終了の日から3年間、第5条の規定は、本契約終了後も対象事項が存続する限り効力を有するものとする。

(契約書の疑義)

第8条 本契約に定めのない事項および本契約の条項に関し疑義を生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ、これを解決する。

以上本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

(住所)

甲 (社名)

(役職・氏名)

埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野1600番地

乙 一般財団法人化学物質評価研究機構 東京事業所

登録認証管理責任者 ○ ○ ○ ○